

# 条例の改正

## 住民基本台帳が改正されたため

▼印鑑条例等の一部改正

(全員賛成で可決)

住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となり、外国人登録法が廃止されることに伴い、条例の一部が改正されました。

## 住民基本台帳法の

### 主な改正点

①これまで「住民基本台帳法」と「外国人登録法」の2つで把握されていた『外国人と日本人で構成する1つの世帯』も正確に世帯構成を把握することができるようになりました。

②日本人住民と同様の転

出入の手続きになり、各種行政サービス手続きが一本化されることなど、手続きが簡素化されるようになりました。

③これまで在留資格の変更や在留期間の更新などは地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が、今後は地方入国管理局のみへの届出で済むため、外国人住民の負担軽減及び記録の正確性が図られることになりました。

に伴い、税条例の一部が改正されました。改正の主な内容は、個人住民税については、寄付金税額控除の対象となるNPO法人の枠組みを拡充したものです。固定資産税については、公共下水道を使用する者が、条例に基づき設置した除害施設(※注1)の課税標準の軽減の程度を、法律で定める上限・下限の範囲内において条例で決定できるようにしました。

## 地方税法等が改正されたため

▼税条例等の改正

(全員賛成で可決)

地方税法などの一部を改正する法律が平成24年4月1日施行されたこと

## (※注1) 除害施設とは

下水の排除基準を超えるおそれのある水を流す工場・事業場が設置するもので、公共下水道に流す前に有害物質等を取り除くための処理施設のことです。

## 2事業所の固定資産税を免除

(全員賛成で可決)

工場等設置奨励に関する条例では、町内の事業所が工場等の新設及び増設を行い、産業の振興と雇用の促進を図ることに對し、課税免除が適用されます。

納税義務者	(有)中川ゴム工業所	藤井精工(株)
課税免除額	198,500 円	652,400 円
区分	増設 第2年度	増設 初年度

# その他の議案

## 請負契約の締結

▼防災行政用無線施設整備工事

(全員賛成で同意)

【契約の相手側】  
福岡県福岡市博多区  
東比恵3丁目1番2号  
エコー電子工業

株式会社本社

専務取締役 濱武 康司

【工期】

平成24年6月25日から11月21日(150日間)

【契約金額】

9849万円

## 防災行政用無線とは

鞍手町で水害等による自然災害の発生が特に懸念される箇所(役場庁舎を親局とする約20箇所)に業務用移動通信システム(MCA)を設置し、迅速な避難活動が行えるようになります。

## 住民基本台帳の改正のため

▼福岡県後期高齢者医療広域連合規約  
▼福岡県介護保険広域連合規約  
▼宮若市外二町じん芥処理施設組合規約

(全員賛成で可決)

住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約、福岡県介護保険広域連合規約、宮若市外二町じん芥処理施設組合規約中の外国人登録に係る内容が変更されました。



▲防災行政用無線施設イメージ